

岩手県達県南広経第160号  
岩手県遠野市小友町16地割21番地2  
特定非営利活動法人黄金っと

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第42条の規定により、3年以上にわたって法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わない事案について、次のとおり改善を命じます。

令和5年8月25日

岩手県知事 達 増 拓也



## 1 改善命令事項

所轄庁に未だ提出を行っていない、令和2年度、令和3年度及び令和4年度の各事業年度初めの3月以内に提出しなければならなかつた事業報告書等及び改善報告書（改善した事項について記載した書面（任意様式）をいう。）を令和5年9月8日（金）までに提出すること。

## 2 改善命令の原因となる事実等

貴法人において、令和2年度、令和3年度及び令和4年度の各事業年度初めの3月以内に事業報告書等の提出を所轄庁に行っていないことが、法第29条及び特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）第3条の規定に違反しており、このことが本県における法の運用方針に係る不利益処分の実施基準を定めた「監督権行使及び不利益処分に係る実施基準について」第2（改善命令の実施（法第42条））の4（法令又は定款に違反）に該当するもの。

付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。